

(別紙3)

令和8年度（令和7年度からの繰越分）協働化・大規模化等による職場環境改善事業、
経営改善支援事業
実施要綱

1 目的

介護サービスの需要が高まる一方、生産年齢人口が急速に減少する中で、介護事業者は介護人材の確保を含む多くの経営課題を有する。経営の安定化に向けては、介護事業者が地域の状況を把握し、また、足下の経営状況のみならず将来の経営状況を見通した上で経営を行うことが重要である。本事業は、介護事業者に対して経営改善に向けた支援を実施することを通じて経営の安定化を図り、地域における必要な介護サービス提供体制を確保することを目的とする。

併せて、いわゆる「1法人1施設」等の小規模法人を中心に、従来の方法や単独では必要な人材確保が難しい法人が多い中、協働化・大規模化等は、安定的に必要な事業を継続するための有効な手段の一つである。こうした状況を踏まえ、複数の法人で構成する事業者グループが協働して行う取組に対する支援等を通じて、経営の安定化による職場環境の改善を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

以下の（１）、（２）のいずれか又は両方を実施できることとする。

（１）協働化・大規模化等による職場環境改善事業

事業者グループが経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に資する取組を実施する際の支援を行う。

ア 補助対象

小規模法人（1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等、事業目的に照らし、実施主体が認める法人をいう。）を1以上含む、複数の法人により構成される事業者（以下「事業者グループ」という。）を対象とする。

申請を行う事業所グループの代表者（以下、「申請代表者」という。）は介護事業所等（介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所を対象とする。）を運営する法人とし、事業者グループには、介護事業所の他、老人福祉法に定める施設・事業所、障害者総合支援法に定める障害福祉サービス事業所、児童福祉法に定める児童福祉サービス事業所等、介護保険サービス以外の福祉サービスのみを提供する法人が運営する事業所を含めてもよい。

イ 対象経費

- ・ 合同での人材募集や一括採用等による人材確保や共同での職場の魅力発信に必要な経費
- ・ 共同送迎の実施に向けた調査等に必要な経費
- ・ 共同発注による福利厚生の実施や職場環境改善等、従業員の職場定着や職場の魅力向上に資する取組に必要な経費

- ・ 合同研修や人事交流の実施等、共同での人材育成に必要な経費
- ・ 人事管理や給与制度、福利厚生等のシステム・制度の共通化に必要な経費
- ・ 加算の取得事務を含む業務の集約・共同での外部化に必要な経費
- ・ 各種委員会の共同設置や各種指針の共同策定等に必要な経費
- ・ 協働化等にあわせて行う ICT インフラの整備に必要な経費（通信費は対象外）
- ・ 協働化等にあわせて行う老朽設備・備品の更新・整備に必要な経費（事業所車輛の購入費は対象外）
- ・ 合併・介護保険サービスやその他事業の展開・事業譲渡等を含む経営及び職場環境改善等に関する専門家等による支援に必要な経費、
- ・ その他本事業の目的を達成するため、実施主体において必要と認められる取組に必要な経費

ウ 補助額

補助対象となる事業者グループごとに、次の（i）及び（ii）により、算出された金額で補助を行う。

（i）補助率

1 事業者グループにつき、「4 事業内容」に該当する対象経費の実支出額に、 $4/5$ を乗じた額を算出する。

（ii）基準額

基準額は、事業者グループを構成する法人数 1 につき 120 万円とする。訪問介護事業所を営営する法人の場合は 30 万円を加算する。構成する法人数に制限はないが、1 事業者グループあたり最大 1,200 万円を上限とする。

5（1）で算出した額と、事業者グループを構成する法人数に応じて算出した基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

エ 事業実施にあたっての留意事項

（i）地域医療介護総合確保基金で実施する「介護テクノロジー導入支援事業」、経済産業省が実施している「IT 導入補助金」等、他の補助金等によって助成されているものについては、本事業の補助対象外とする。また、他の国庫補助による社会福祉連携推進法人の設立に向けた補助金等を受けている事業者グループは補助対象外とする。

（ii）社会福祉連携推進法人を構成する事業者グループも対象として差し支えない。

（iii）市区町村（特別区並びに地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合（後期高齢者医療広域連合を除く。）を含む。）が実施主体となる場合、都道府県が市区町村に対して必要な補助金を交付することも可能であるため、本事業の実施にあたっては、都道府県と市区町村間で適宜連携すること。

（iv）事業者グループを構成する法人の指定権者が、複数の都道府県で構成される場合であっても対象として差し支えないが、都道府県間の費用負担などの複数の都道府県との調整が生じる場合は、構成される法人数等に応じた費用按分など、関係する都道府県間で十分な連携を図った上で事業を実施する必要がある。

ある。

- (v) 補助を受けた事業所は、厚生労働省等が実施する調査研究事業等に可能な限り協力すること。(厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。)

(2) 経営改善支援事業

介護事業者等が、経営基盤の強化や経営状況の改善に向けた取組を実施する際の支援を行う。

ア 補助対象

以下の法人及び介護事業所等を対象とする。(以下、「介護事業者等」という。)

- ・ 介護事業所等を運営する法人(社会福祉法人、医療法人、株式会社等)
- ・ 介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所(訪問介護事業所・居宅介護支援事業所を含む。)
- ・ 老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

イ 対象経費

以下に該当する事業を対象とする。なお、別紙1「介護テクノロジー定着支援事業」実施要綱の「4(3)導入支援と一体的に行う業務改善支援」に該当する経費は除くものとする。

- ・ 独立行政法人 福祉医療機構が提供する経営診断、経営分析プログラム(※)を実施するための経費
(※) 経営分析プログラムは厚生労働省が認める場合のみ実施可能とする。
- ・ 実施主体が、介護事業者等の経営改善に資する支援が可能であると判断する機関(※)(社会保険労務士会、税理士会、中小企業診断士協会、税理士法人、社会保険労務士法人、社会福祉法人経営者協議会、社会福祉協議会、金融機関、商工会議所等)が実施する、管内事業所の経営基盤の強化及び経営状況の改善等を目的とした支援を実施するための経費
(※) 中小企業庁が認定する「経営革新等支援機関一覧(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kan.html>)」等を参考にすること。
(※) 民間のコンサルティング会社は除く。

ウ 補助額

(i) 補助率

介護事業者等ごとに「3 事業内容」に該当する対象経費の実支出額に、4/5を乗じた額を算出する。

(ii) 基準額

基準額は介護事業者等ごとに35万円とする。

3（2）ウ（i）で算出した額と、（ii）で算出した基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

エ 事業実施にあたっての留意事項

- （i）他の補助金等によって助成されているものについては、本事業の補助対象外とする。
- （ii）補助を受けた介護事業者等は、厚生労働省等が実施する調査研究事業等に協力すること（厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。）。

4 事業計画の作成及び実績報告の提出

（1）業務改善計画の作成

本事業の補助を受ける事業者等は、業務改善計画を作成するものとし、申請先の都道府県に提出する。なお、（1）協働化・大規模化等による職場環境改善事業については支援実施前に、（2）経営改善支援事業については支援を踏まえて作成するものとする。都道府県は当該計画を取りまとめて、別途定める方法により厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に報告する。

なお、当該計画の作成や取組の実施にあたって、経営の協働化等を進めることができる専門人材が介護生産性向上総合相談センター等に配置されている場合は、介護生産性向上総合相談センターに相談するものとする。

（2）業務改善に係る効果の報告

本事業の補助を受けた事業者等は、補助を受けた翌年度に、6（1）で定めた業務改善計画に対する効果を都道府県に対し報告することとする。都道府県は当該報告を取りまとめて、別途定める方法により厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に報告することとする。